

竹富町

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、町は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した高速船及び航空機をもって、全住民が2日で島外（石垣市）に避難し、（避難に関係する役場職員等の要員を除く）、その後、石垣市から九州（福岡）への避難を完了する。
- この際、要配慮者等の避難を優先する。

町内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 竹富町内を各島（地区）毎に分け各島（地区）の港・漁港から避難
- 港から遠い地域から集落ごとに、順に避難
- 住民は、一時集合場所に集合後、避難確認所（各島（地区）：小学校・中学校体育館、防災拠点・施設等、）を経て、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 要配慮者は、飛行機、ヘリ、貨物船等の輸送手段により避難



島外輸送計画 別紙イメージ参照

- 県等と調整し確保した船舶及び航空機の運航ダイヤに基づき、要員を除く全住民が2日で島外へ避難
- 波浪等により高速船が入港できない場合は、県等関係機関と調整し以下の要領で別の輸送力を確保
 - ①西表西部地区の避難については、上原港から仲間港への変更 ※船浮地区は、船浮港から白浜港を船舶を利用
 - ②鳩間島については、チャーター船等を活用し上原港へ渡り、仲間港から輸送
 - ③波照間島については、関係機関と調整し、フェリーの増便で輸送
 - ④①～③が難しい場合は航空機等の調整を関係機関に要請する。※②～④については、今回具体案は未検討（次年度以降）

島内輸送計画 別紙イメージ参照

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→各港は町で確保したバスで輸送
※各島の考え方は別紙イメージ参照
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。

残留者の確認方法等

- 確認者：役場職員、消防団、警察、自治会長等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警察に要請し、警備を強化する。

避難要領の通知・伝達要領

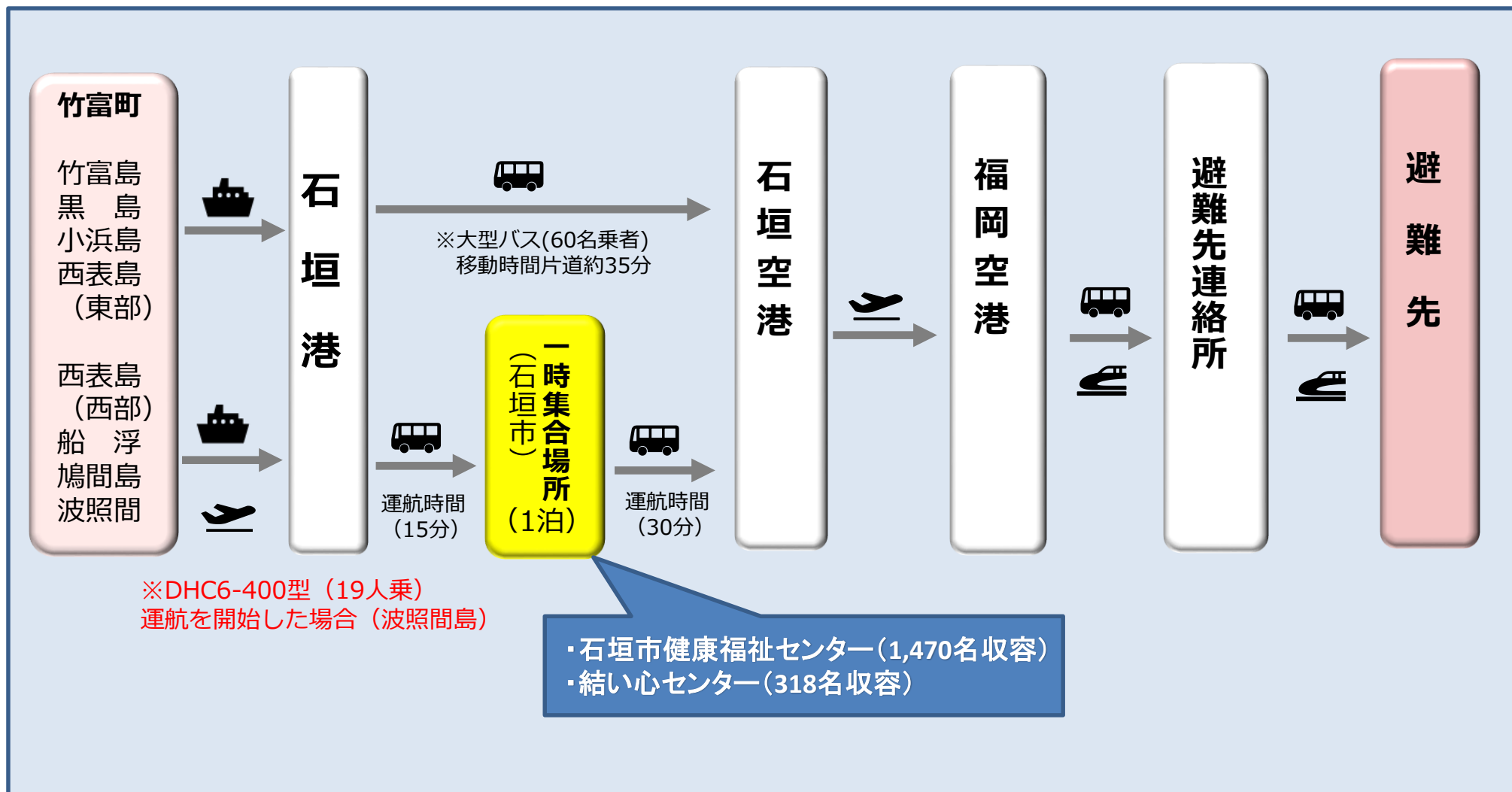
- 防災行政無線、町HP、公式SNS、広報車、消防車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達
- 伝達系統は、台風・地震等の自然災害の防災計画に準じる。

竹富町 地区ごとの人口分布、世帯数等（R4年9月時点 出展：竹富町HP人口動態票・地域防災計画）

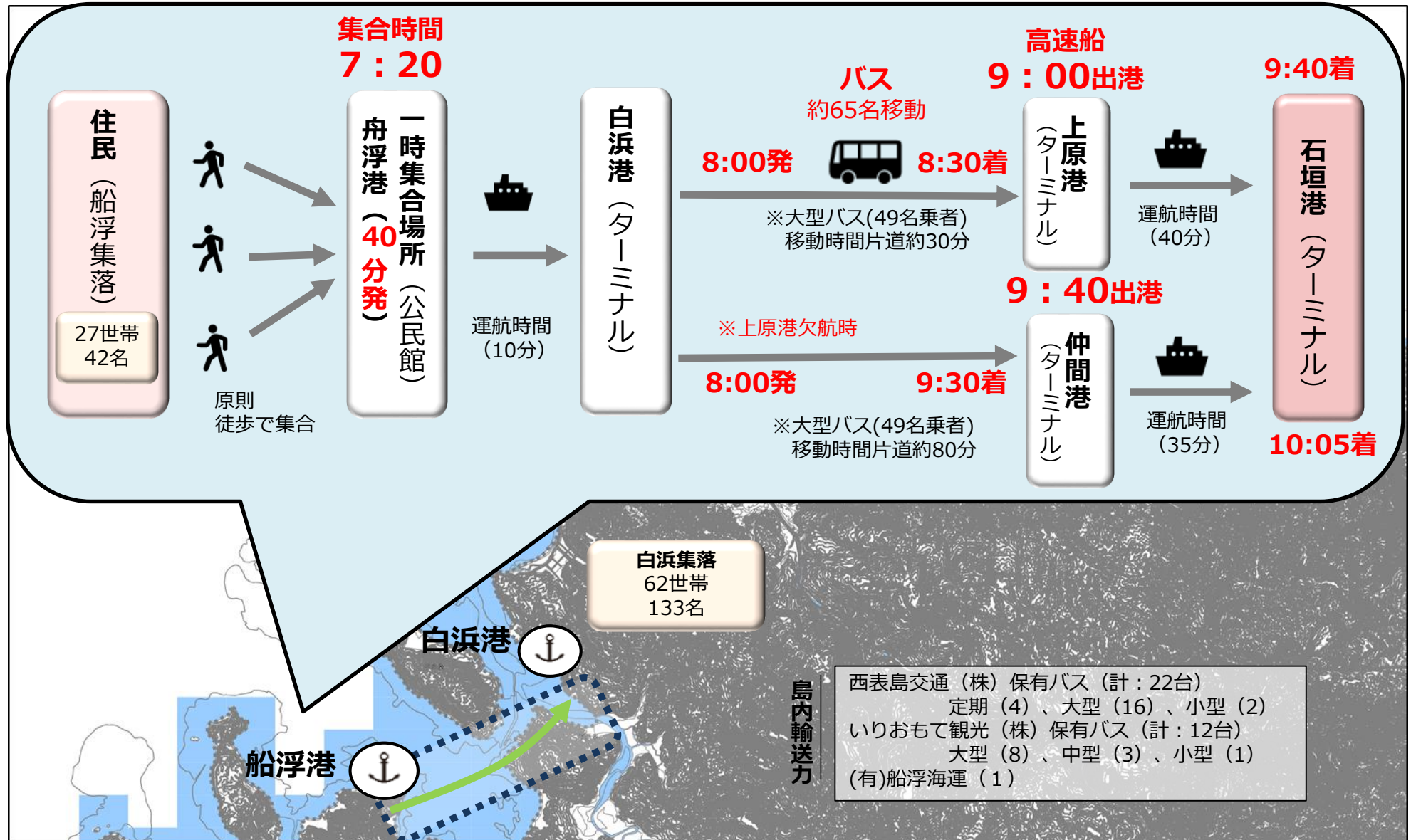
	世帯	人数	地区（公民館）	世帯	人数	（避難単位）	一時避難場所	一時避難 収容人数
竹富島	184	335	竹富公民館	184	335	公民館単位	竹富小中学校	911
黒島	135	225	黒島公民館	135	225	〃	黒島小中学校	860
小浜島	522	768	小浜公民館	474	658	〃	小浜小中学校	1,066
			細崎公民館	48	109	〃	細崎防災拠点施設	
			嘉弥真島	1	1	〃		
新城島	9	10	新城公民館	9	10	〃	新城防災拠点施設	
西表島 （東部地区）	531	931	大原公民館	180	304	〃	大原小学校	776
			豊原公民館	94	183	〃	交流センター	344
			大富公民館	178	308	〃	大原中学校	869
			古見公民館	35	71	〃	古見小学校	622
			美原公民館	20	37	〃		
			由布	10	10	〃		
			高那	14	18	〃		
西表島 （西部地区）	889	1,537	船浦公民館	146	221	〃	船浦中学校	883
			上原公民館	147	265	〃	上原小学校	879
			中野公民館	157	238	〃	中野わいわいホール	438
			住吉公民館	163	286	〃		
			浦内公民館	55	112	〃		
			祖納公民館	70	132	〃	西表小中学校	1,061
			干立公民館	62	108	〃		
			白浜公民館	62	133	〃	白浜小学校	730
			舟浮公民館	27	42	〃	舟浮小中学校	650
鳩間島	50	65	鳩間公民館	50	65	〃	鳩間小中学校	577
波照間島	261	470	波照間公民館	261	470	〃	波照間小中学校	1,259
集落外								
入域者		2,386						
計	2,581	6,727						

※〇〇〇〇は含まない。

竹富町の町民が各島から石垣島（石垣島空港）を経由して県外（福岡空港）へ避難する場合の輸送イメージ



例えば、舟浮集落の住民が、一時集合場所に集合後、舟浮港から7：40出港の船舶で避難する場合の輸送イメージ

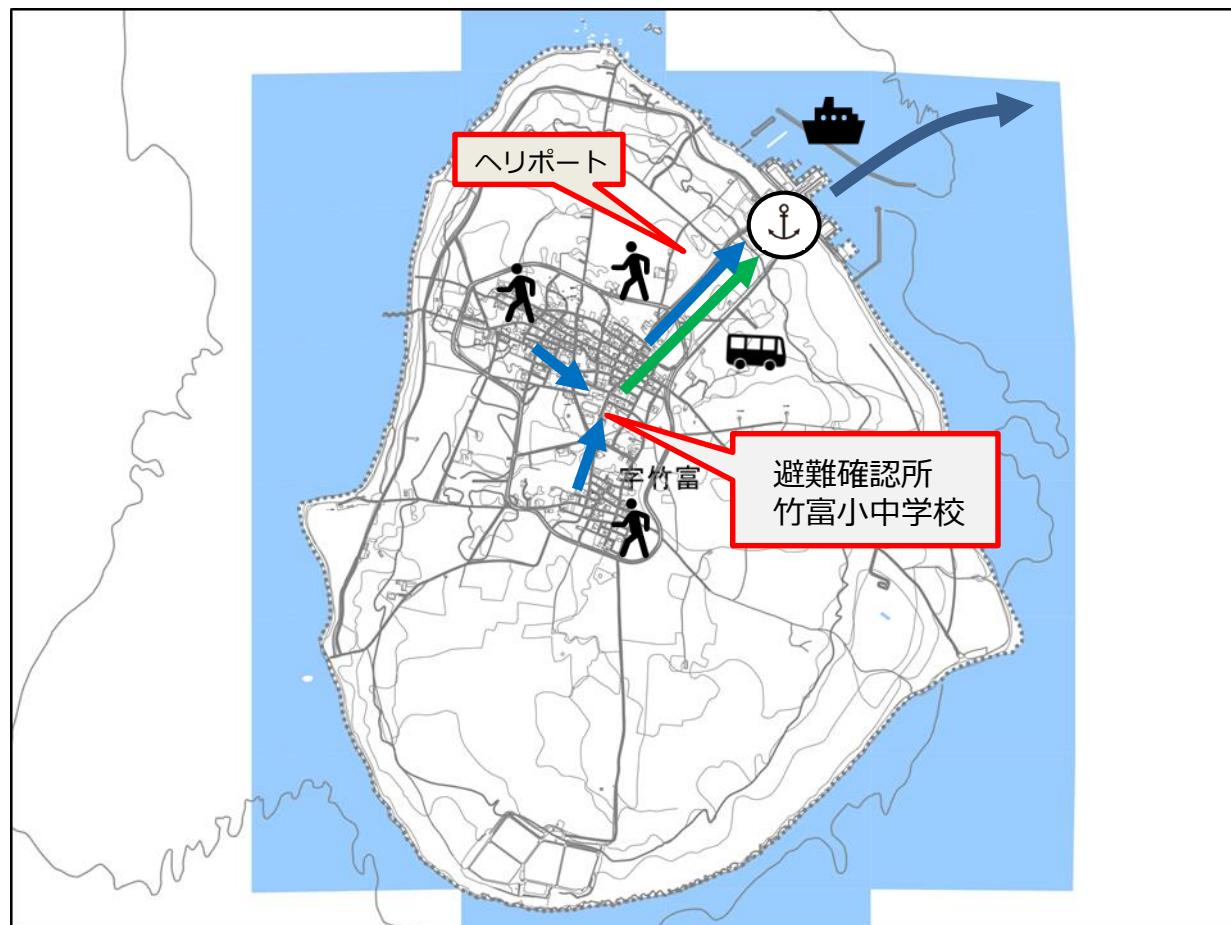


島内輸送計画（竹富島）

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→住民確認所→各港は町で確保したバスで輸送 ※島内バス会社2社計18台（乗合12台、小型6台）
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移乗する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。

町内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 竹富島島内を集落毎に分け、竹富東港から避難
- 港から遠い地域から集落ごとに、順に避難
- 住民は、一時集合場所に集合後、避難確認所（竹富小中学校体館）を経て、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 要配慮者は、ヘリ、船舶等の輸送手段により避難

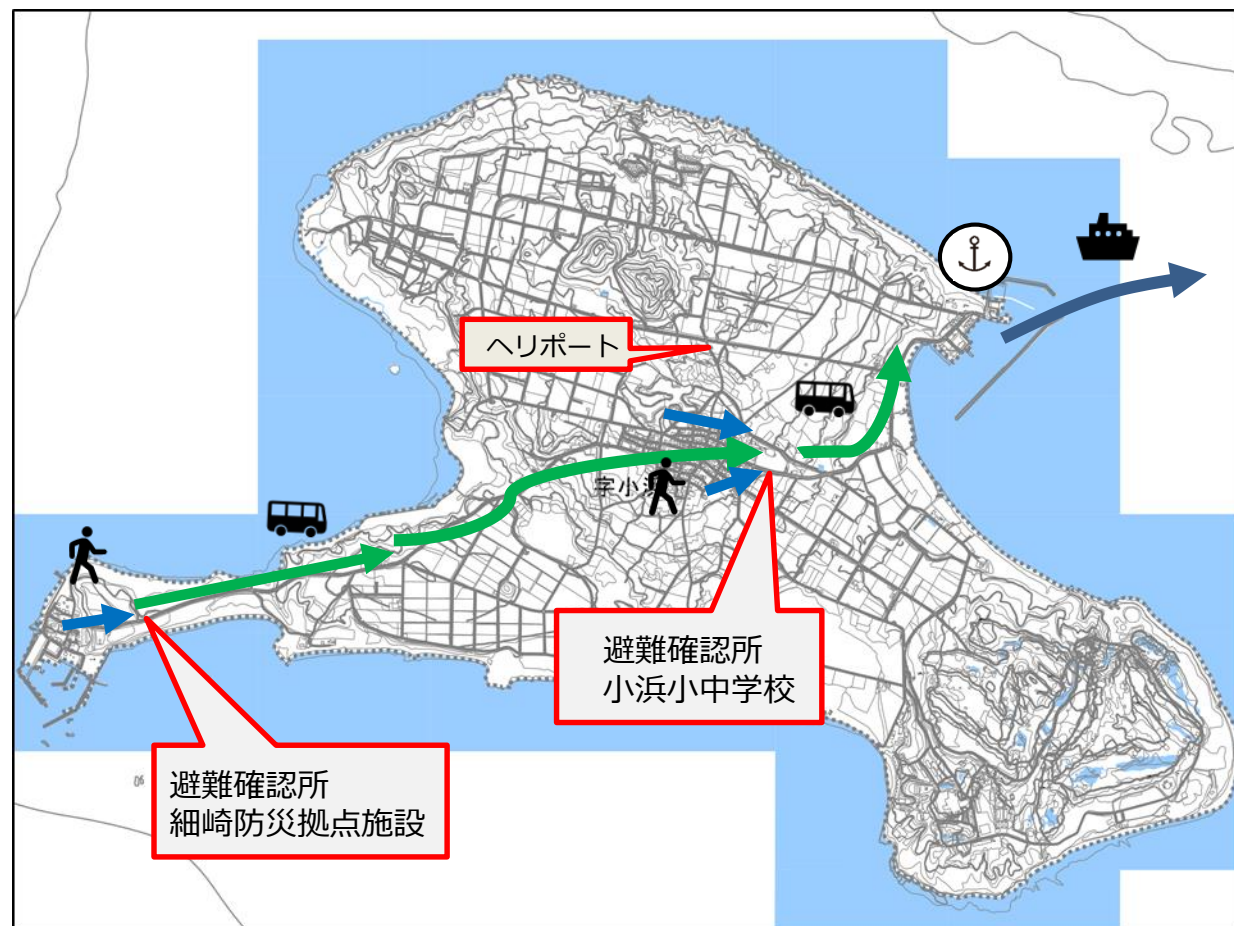


島内輸送計画（小浜島）

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→住民確認所→各港は町で確保したバスで輸送 ※島内バス会社3社計38台（乗合28台、大型3台、中型4台、小型3台）
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移乗する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。

町内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 小浜島島内を小浜集落と細崎集落に分け、小浜港から避難
- 港から遠い地域から集落ごとに、順に避難
- 住民は、一時集合場所に集合後、避難確認所（小浜小中学校体館・細崎防災拠点施設）を経て、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 要配慮者は、ヘリ、船舶等の輸送手段により避難

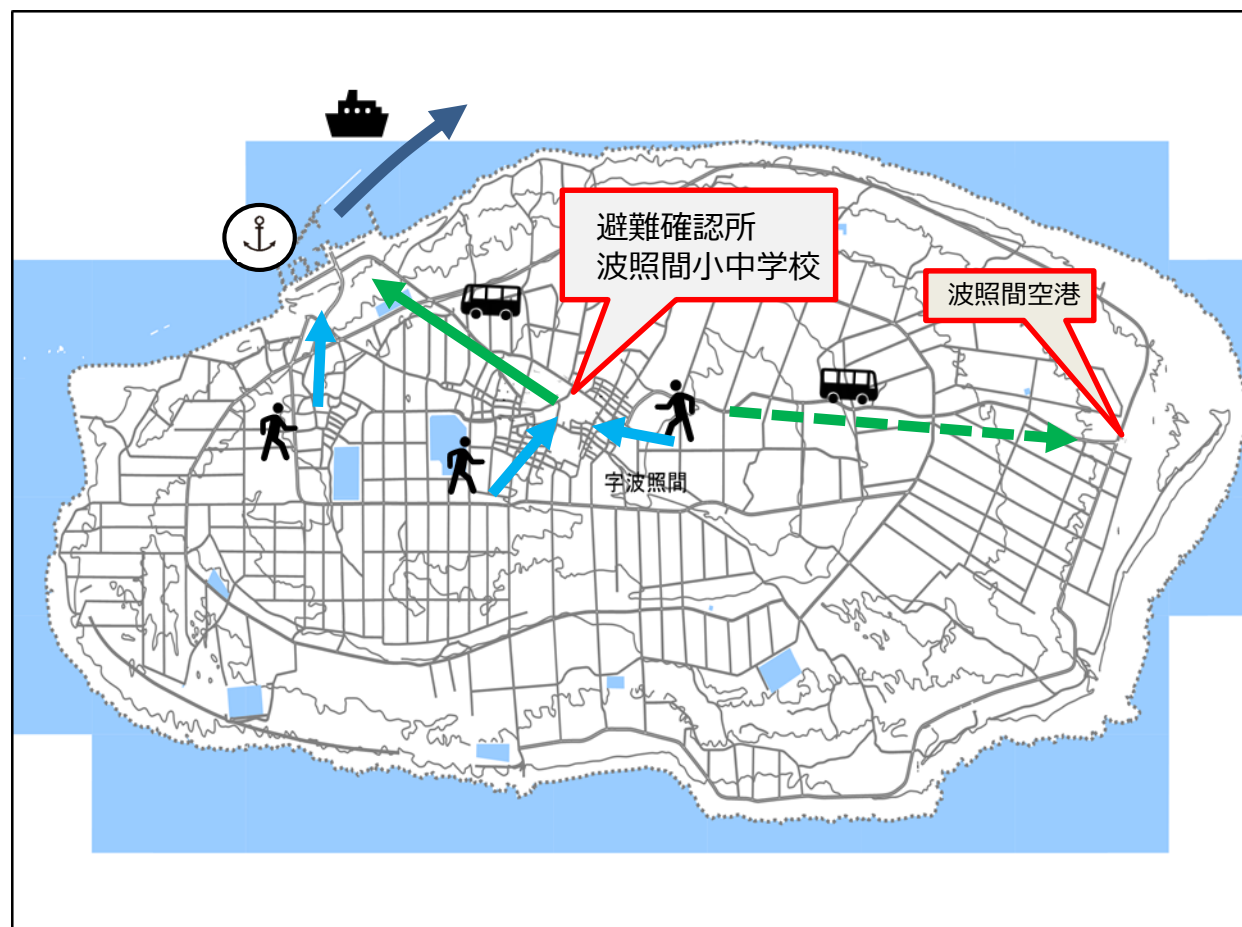


島内輸送計画（波照間島）

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→住民確認所→各港は町で確保したバス車両等で輸送
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。

町内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 波照間島内を北・南・前・名石・富嘉集落に分け、波照間魚港から避難
- 港から遠い地域から集落ごとに、順に避難
- 住民は、一時集合場所に集合後、避難確認所（波照間小中学校体館）を経て、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 要配慮者は、飛行機、ヘリ、船舶等の輸送手段により避難

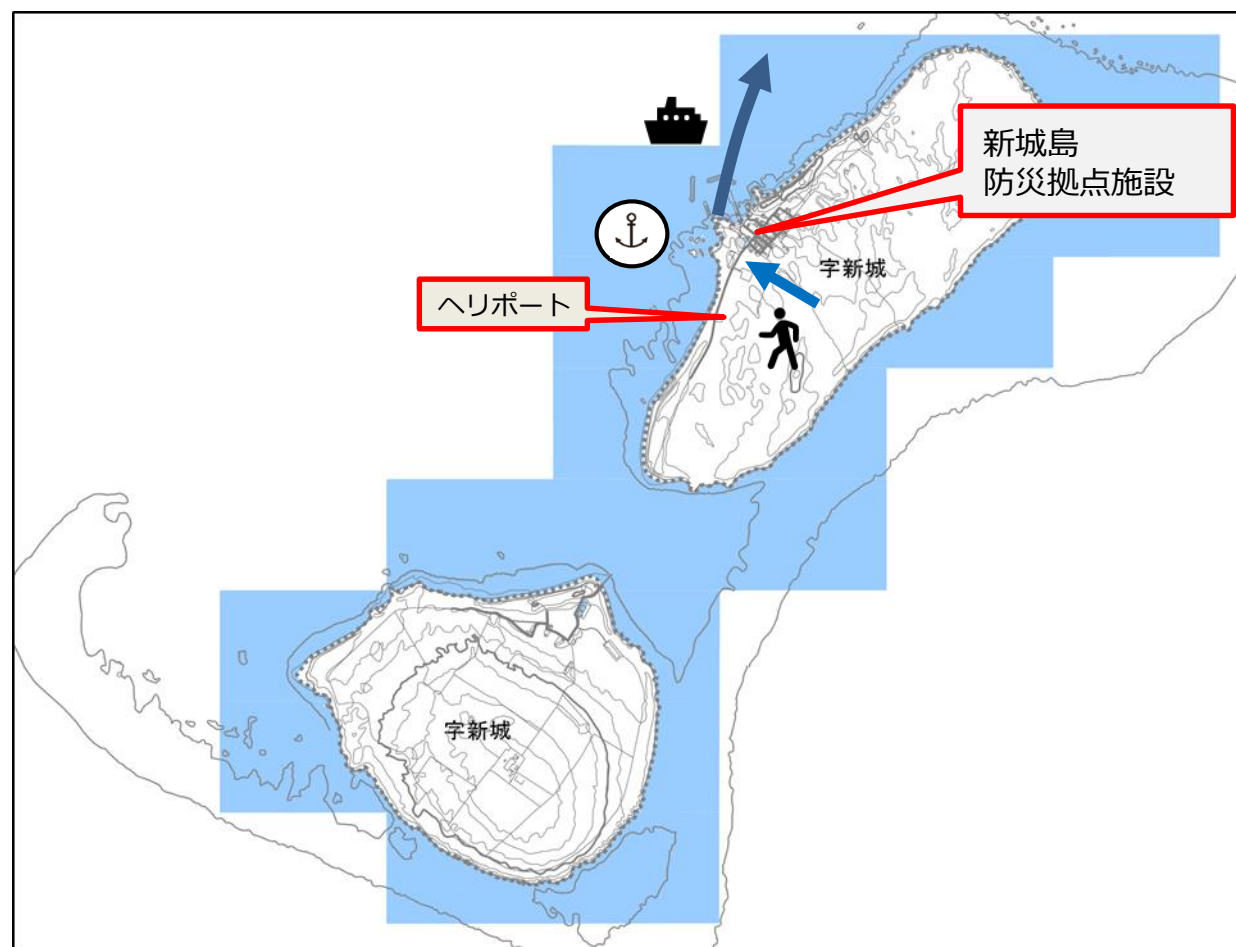


島内輸送計画（新城島）

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→住民確認所→港は徒歩で移動
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移乗する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。

町内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 新城島内を上地港から避難
- 徒歩圏内のため一斉に避難
- 住民は、一時集合場所に集合後、避難確認所（新城防災拠点施設）を経て、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 要配慮者は、ヘリ、船舶等の輸送手段により避難

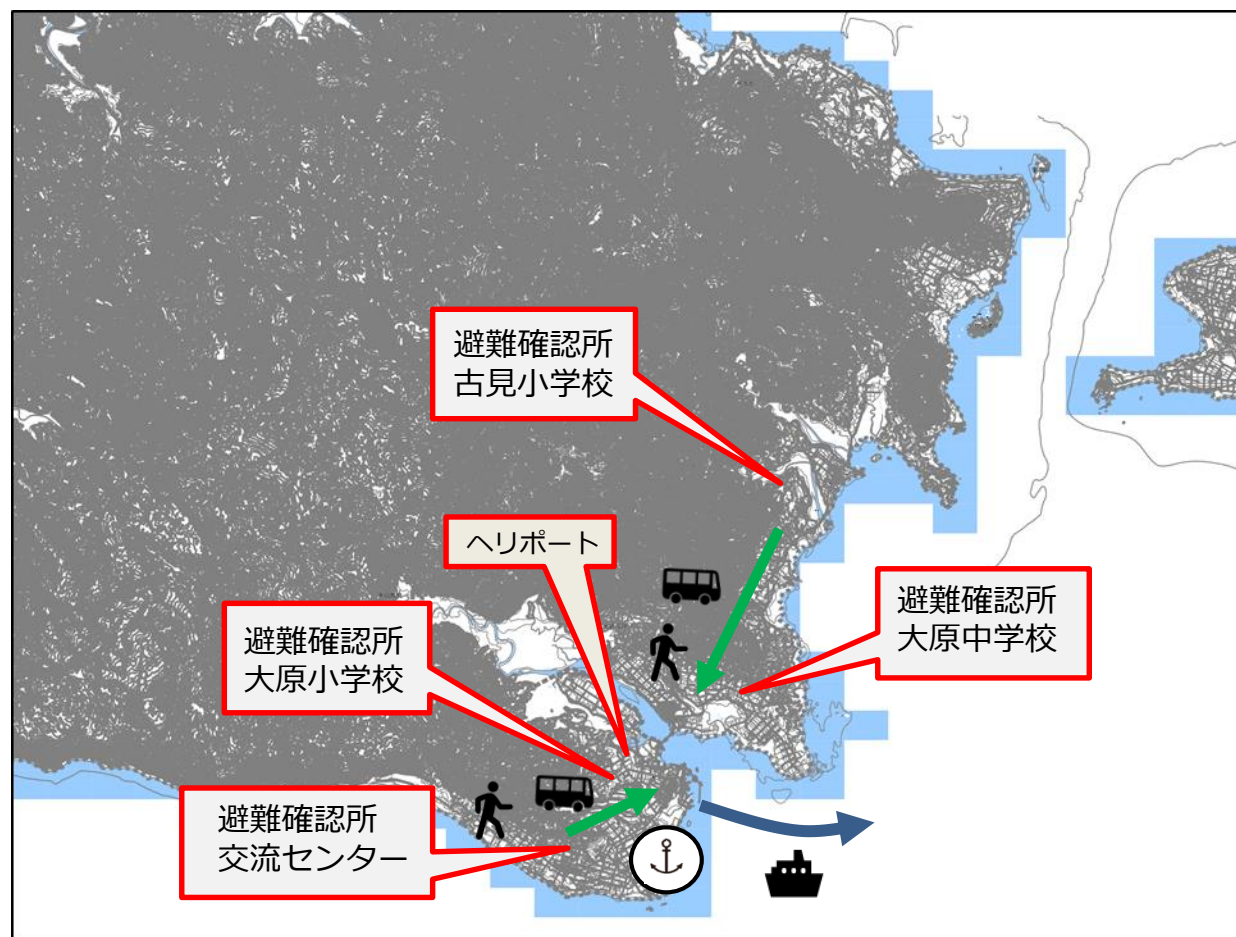


島内輸送計画（西表島東部地区）

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→住民確認所→各港は町で確保したバスで輸送 ※島内バス会社2社計36台（乗合4台、大型26台、中型3台、小型3台）
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移乗する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。

町内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 西表島東部地区内を大原・豊原・大富・古見・三原・由布・高那集落に分け、仲間港から避難
- 港から遠い地域から集落ごとに、順に避難
- 住民は、一時集合場所に集合後、避難確認所（各小・中学校体館・交流センター）を経て、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 要配慮者は、ヘリ、船舶等の輸送手段により避難



島内輸送計画（西表島西部地区）

- 県が確保した船舶等の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→住民確認所→各港は町で確保したバスで輸送 ※島内バス会社2社計台（乗合4台、大型26台、中型3台、小型3台）
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移乗する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。

町内の避難誘導の基本的な考え方 （右図参照）

- 西表島西部地区内を船浦・上原・中野・浦内・祖納・干立・白浜・船浮集落に分け、上原港から避難
- 港から遠い地域から集落ごとに、順に避難
- 住民は、一時集合場所に集合後、避難確認所（各小・中学校体館）を経て、県の確保した船舶等のダイヤに間に合うように避難港へ移動
- 要配慮者は、ヘリ、船舶等の輸送手段により避難

